



補助金について



【3～5 歳児（年少～年長）】

区分	内容	備考
保育料	無料	幼児教育無償化のため保育料(20,300 円)は無償です。
預かり保育料	無料 (条件あり)	【条件等】 共働きの家庭等（世帯の就労状況等） ※お住いの市町村から「 保育の必要性の認定 」を受ける必要があります。 (世帯全員の就労証明書が必要)
給食費 (副食費)	減免 (条件あり)	【条件等】 下記のいずれかに該当する場合 ① 世帯年収が 360 万円未満相当までの世帯のすべてのお子さん ② 世帯年収が 360 万円以上相当の世帯は、同一世帯に小学校 3 年生までの兄弟がいる世帯はその児童から数えて 3 人目以降のお子さんが対象（全ての世帯の第 3 子以降のお子さん）



【2 歳児（満 3 歳児）】

区分	内容	備考
保育料	有料 (満 3 歳の誕生日から無料) (注) 誕生月は日割り計算	※直方市在住の 2 歳児のお子さんについては実質無料となる制度があります。 ※「幼稚園保育料の第 2 子無償化について」参照 ※ 2 歳児の保育料には独自の【割引制度】を設けています。(¥20,300→¥8,000)
預かり保育料	有料 (満 3 歳児は条件により無料)	【条件等】 下記全てに該当する場合は無料 ① 共働きの家庭等（世帯の就労状況） ※お住いの市町村から「 保育の必要性の認定 」を受ける必要あり。(世帯全員の就労証明書が必要) ② 市町村民税非課税世帯
給食費 (副食費)	有料 (満 3 歳児は条件により減免)	【条件等】 下記いずれかに該当する場合は減免 ① 世帯年収が 360 万円未満相当までの世帯のすべてのお子さん ② 世帯年収が 360 万円以上相当の世帯は、同一世帯に小学校 3 年生までの兄弟がいる世帯はその児童から数えて 3 人目以降のお子さんが対象（全ての世帯の第 3 子以降のお子さん）

～保育の必要性とは～



保護者のいずれもが次のいずれかの理由により、お子さんを保育できない場合であって、かつ 60 歳未満の同居の親族その他の者が児童を保育できない場合があります。



(注) 自治体により下記の条件等が異なる場合がありますので詳細な要件については
お住いの自治体へ確認をお願いします。

R4 年度より要件が変更されています。

- 1 家庭内または家庭外で、就労することを常態としている場合
(原則 1 日 4 時間以上かつ月 12 日以上 (月 48 時間) の勤務をしていることが条件となります。)
- 2 妊娠・出産(産前 6 週産後 8 週)・育休により保育が困難な場合
- 3 疾病・負傷・障害または心身の障害のため保育が困難な場合
(入院・通院・精神または身体に障害を有する)
- 4 病気や障害のある親族がいるため、保護者がその介護・看護に当たっている場合
(同居の親族を常時介護・看護)
- 5 震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている場合
- 6 求職活動中(起業の準備を含む)である場合
(認定期間は 2 か月以内とします)
- 7 就職に必要な技能習得のために職業訓練校や専門学校に就学している場合
- 8 虐待やDV等の理由により、その児童の健全な成長が阻害される恐れがある場合
- 9 育児休業をする場合であって、保育が引き続き必要である場合
- 10 その他、前事項に類するものとして保育の必要性があると市長が認める場合

幼稚園保育料の第2子無償化について

令和2年4月より、直方市は幼稚園保育料の第2子無償化を実施します。

下記の3つの要件にすべて該当される方が対象となります。保育料は令和2年4月以降お子さんが満3歳になるまでに支払った分が後日返還されます。

- ① 直方市に住民票があり、新制度幼稚園か未移行幼稚園に在園していること。
- ② 小学校就学前のお子さんからかぞえて、第2子以降であること。
- ③ 家庭において必要な保育を受けることが困難であること。

<返還の手続きに必要な書類>

- ・ 直方市多子世帯の幼稚園保育料補助金交付申請書
- ・ 保育の必要性が確認できる書類(就労証明書等)
- ・ その他(在園証明書や保育料の額の確認できる書類)

<提出先>

現在通っている幼稚園

問い合わせ先 直方市役所 こども育成課

こども育成係 担当 野見山

TEL0949-25-2148